

佐賀県医療費適正化計画(第1期)の進捗状況評価の概要

1 計画(第1期)の進捗状況評価の趣旨 (第1期:平成20年度～平成24年度)

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等といった医療を取り巻く様々な環境の変化により、国民皆保険制度を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しながら、国民の健康の保持、良質かつ適切な医療の効率的な提供に向け、それぞれ政策目標を設定し、これらの目標の達成を通じて、結果として将来的な医療費の伸びの適正化を図ることが重要である。

そのため、国及び都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」)の規定に基づき、それぞれ平成20年度からの5カ年計画である医療費適正化計画を策定しているところであるが、計画の中間年度である本年度(平成22年度)に、法第11条の規定に基づき、当該計画の進捗状況に関する評価を行うこととされている。

2 計画(第1期)の内容(平成24年度の達成目標)及び進捗状況評価

(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標

目標項目	目標値 (平成24年度)	平成20年度 の状況	平成21年度 速報値
特定健康診査実施率	70%	34.9%	35.8%
特定保健指導実施率	45%	13.5%	20.5%
メタリックシンドローム該当者・予備群の減少率 (対平成20年度)	10% (※15.7%以下)	25.7% (※減少率の基準となる)	

※平成21年度の速報値は、佐賀県保険者協議会に参加している保険者のみの集計データである。

特定健康診査・特定保健指導の実施率については、平成21年度の速報値でみると、平成24年度目標値の約5割の達成状況であるが、実施体制の整備が進んできていることや、各年度の目標値を達成している保険者があることは一定の評価ができる。

このように取組が浸透しつつあることや、制度施行から2年しか経過していないことから、現時点において目標の見直しは行わないこととする。

今後、目標の達成に向けて、特定健康診査における課題の整理や効果的な取組事例の情報共有を図るための「保険者情報交換会」の開催、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会を通じた保険者支援、県の広報紙や広報番組・ホームページ等を活用した制度周知等に引き続き努めるとともに、財政力が弱い市町国保に対し県財政調整交付金において、実施率向上、未受診者対策等の支援を行う。

また、県民の健康の保持の推進を図るため、生活習慣病予防に関する普及活動やがん対策についても推進する。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

目標項目	目標値 (平成24年度)	目標設定時の基準 (平成18年度)	平成20年度 の状況	増減
平均在院日数 (介護療養病床を除く総数)	40.6日	48.5日	47.5日	△1.0日

※平均在院日数については、当該年度の1月～12月までの「病院報告」による。

平均在院日数（介護療養病床を除く総数）については、1.0日の減少にとどまっているが、平均在院日数が減少に転じたことは一定の評価ができる。平成24年度の目標である40.6日までは、さらに6.9日短縮する必要があるが、国において、平均在院日数の短縮に関係すると思われる療養病床数についての評価は行わないこととされているため、現時点において目標の見直しは行わないこととする。

今後も、地域連携クリティカルパスの活用等による医療機関の機能分化・連携の推進、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション、介護サービス事業者等の関係機関のネットワーク構築による在宅医療の推進、地域ケア体制の整備等の取組を引き続き推進する。